

鹿児島県広報誌「グラフかごしま」定期購読実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県広報誌「グラフかごしま」（以下「グラフかごしま」という。）の定期的な購読（以下「定期購読」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（購読期間）

第2条 定期購読の購読期間（以下「購読期間」という。）は、原則として7月から翌年6月までの1年間とする。

（購読料）

第3条 定期購読の購読料は、次の表に掲げるとおりとする。

購読号（発行月）	購読料
夏号（7月）、秋号（10月）、冬号（1月）、春号（4月）	1,400円（送料込み）

（購読申込み及び購読料の受入れ）

第4条 定期購読を希望する者（以下「購読希望者」という。）は定期購読申込票（別記第1号様式）の提出その他の方法により申込みを行うものとする。

2 購読希望者は、県が発行する納入通知書又は郵便振込みにより、購読料を払い込むものとする。

（発送）

第5条 県は、前条第2項の規定による払込み（以下「払込み」という。）を確認した後、各発行月の初めに、グラフかごしまを発送するものとする。

2 前条第1項の申込みの際に、発行済みの購読号がある場合は、前項の規定にかかわらず、払込みを確認した後、速やかに当該購読号を発送するものとする。

（購読の停止）

第6条 県は、購読者が購読期間中に購読停止の意思を示した場合は、発送を停止するものとする。ただし、購読料は返還しないものとする。

（購読者の住所変更届）

第7条 購読者は、住所や連絡先など、申込みの内容に変更が生じた場合は、「グラフかごしま」定期購読変更届出書（別記第2号様式）の提出その他の方法により、速やかに鹿児島県広報課長に届け出るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、定期購読に関し必要な事項は、鹿児島県広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

【送付先】

鹿児島県広報課 行

FAX 099-286-2119

E-mail h-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

定期購読申込票

鹿児島県広報誌「グラフかごしま」の定期購読を申し込みます。

お 名 前	
フ リ ガ ナ	
ご 住 所	〒
電 話 番 号	
【納入方法】 下記のいずれかの□に「✓ チェック」をご記入ください。 ☐ 鹿児島県発行「納入通知書」での振り込み ・ 鹿児島県指定金融機関等（別紙一覧）でお振り込みいただく場合は振込手数料は無料です。 ・ 上記指定金融機関以外で振り込みをされる場合にかかる振込手数料は振込者負担とさせていただきます。 ・ ☐ 郵便振込み ・ 最寄りの郵便局でお振り込みいただけますが、振込手数料は振込者負担とさせていただきます。 【広報誌「グラフかごしま」をどこで知りましたか？】 ☐ 金融機関 ☐ 医療機関 ☐ 図書館 ☐ その他（ ）	

※いただいた個人情報は、購読の確認及び発送業務以外の目的には使用しません。

第2号様式(第7条関係)

鹿児島県広報課長 殿

住所

氏 名

「グラフかごしま」の定期購読について、次のとおり申込み内容に変更が生じたので、
鹿児島県広報誌「グラフかごしま」定期購読実施要領第7条の規定により届け出ます。

変 更 事 項	氏名	新	
		旧	
	住所	新	〒 ー
		旧	〒 ー
	連絡先	新	() ー
		旧	() ー
変更理由			